

令和7年9月市議会建設水道委員会資料

第167号議案 長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

第168号議案 長崎市下水道条例の一部を改正する条例

目次

	ページ
1 長崎市水道事業給水条例	
(1) 災害その他非常の場合の指定給水装置工事事業者の確保に係る改正について	2～3
(2) 手数料の見直しに係る改正について	4～5
2 長崎市下水道条例	
(1) 災害その他非常の場合の指定工事店の確保に係る改正について	6～7
(2) 手数料の見直しに係る改正について	8～9
3 新旧対照表	
(1) 第167号議案（給水条例）	10
(2) 第168号議案（下水道条例）	11
4 参考資料	
(1) 通知文（技術的助言）	12～13

上下水道局
令和7年9月

(1) 災害その他非常の場合の指定給水装置工事事業者の確保に係る改正について

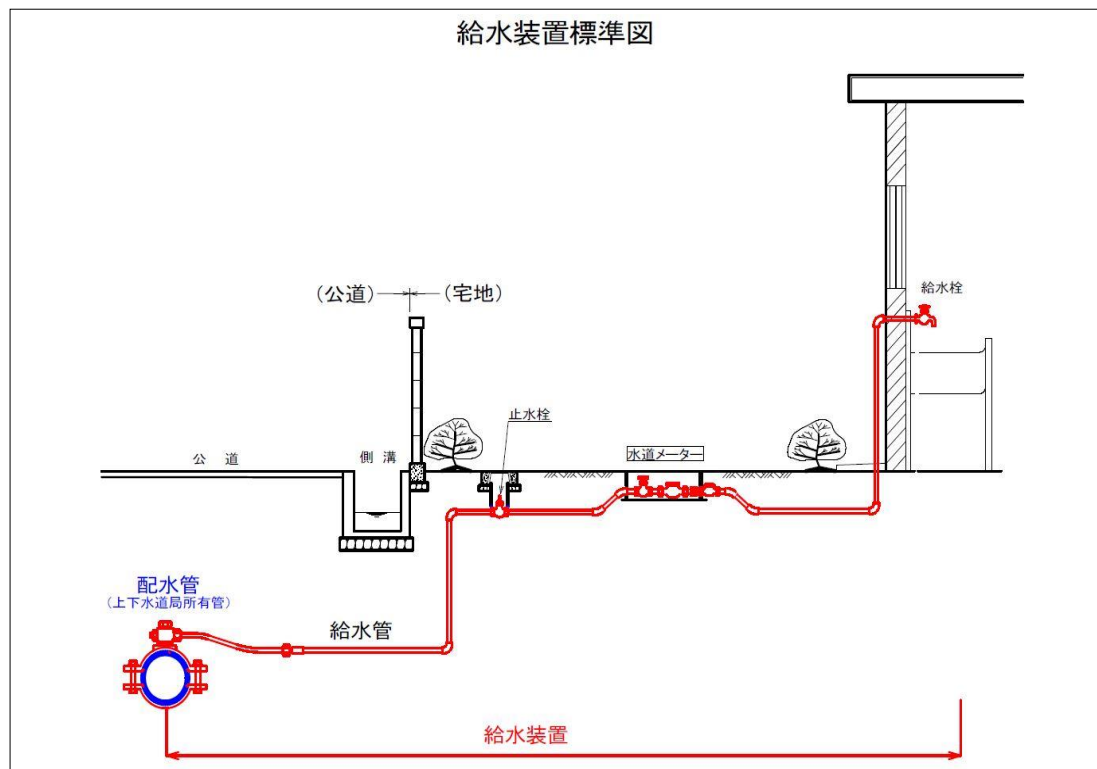
ア 条例改正の背景（災害時の復旧の遅れ）

令和6年能登半島地震では、個人が管理する宅内配管（給水装置※1）の復旧が遅れ、長期間にわたり飲用水や生活用水の確保ができないなど、不便な生活を余儀なくされた。

これは、平常時に宅内配管工事を担う地元事業者だけでは、災害時における大量の復旧需要に対応できなかったこと、事業者自身も被災したこと等により、復旧に必要な人員（マンパワー）の確保が困難な状況となったことが主な要因とされている。

このような災害その他非常の場合において、宅内配管の復旧に対応する事業者を確保するため、国土交通省から各上下水道事業者に対して、他の上下水道事業者や他の上下水道事業者が指定した者でも工事を施行することができるよう検討することについて技術的助言がなされた。

この助言を受けて、本市においても災害時における上下水道サービスの迅速な復旧により、市民生活の早期正常化を図ることができる体制を構築するため条例改正を行うこととする。



※1 給水装置

住宅に水を供給するために配水管から分岐して設けられた給水栓や給水用具で居住者の所有物となるもの

イ 指定給水装置工事事業者

(7) 指定の基準

- ・事業所ごとに給水装置工事主任技術者を配置すること
- ・機械器具（金切りのこ等の切断用具、ねじ切り器等の加工用具、パイプレンチ等の接合用具、水圧テストポンプ）を有すること
- ・欠格要件（心身の故障により事業を適正に行うことができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など）に該当しないこと 等

(イ) 長崎市における指定状況

328事業者 (令和7年9月1日現在)	市内業者	226事業者
	県内業者	88事業者
	県外業者	14事業者

※5年おきの更新制

ウ 改正内容

給水装置工事を施行できる者

改正前
・管理者 ・管理者が指定した事業者



改正後
・管理者 ・管理者が指定した事業者 災害その他非常の場合であって管理者が必要と認めるとき ・都道府県、他の市町村等の水道事業者 ・都道府県、他の市町村等の水道事業者が指定した事業者

エ 施行期日 公布の日

(2) 手数料の見直しに係る改正について

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率（100\%）}$$

※料金の上り幅が大きいものは、激変緩和措置を設ける（現行料金を基準に 1.1～2 倍を上限に設定）

（参考）激変緩和措置

現行価格	激変緩和措置
～250 円	2 倍
251～500 円	1.5 倍
501～2,000 円	1.4 倍
2,001～10,000 円	1.3 倍
10,001～100,000 円	1.2 倍
100,001 円以上	1.1 倍

イ 対象となる手数料

手数料名称	内 容
指定給水装置工事事業者新規申請手数料	上下水道事業管理者が給水区域内において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者を指定するための手数料 ①受付→②審査→③データ入力→④工事に関する手続きの説明→⑤指定証交付 など
指定給水装置工事事業者更新申請手数料	指定給水装置工事事業者の指定の更新を行う際、徴収する更新手数料 ①受付→②審査→③データ入力→④指定証送付 など
工事検査手数料	指定給水装置工事事業者による給水工事の完了後、申請どおり適正に工事が行われたか検査を行うための手数料 ①日程調整→②図面等の事前確認→③現地検査→④データ入力→⑤検査報告の送付 など
水道事業に係る諸証明手数料 ※ 新設（長崎市手数料条例より移行）	水道料金の支払状況や水道の使用期間等の証明をする際に徴収する手数料 ①受付→②審査→③交付

ウ 再算定結果

手数料の内容			現行額	業務量 (分)	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	端数処理	改定額
指定給水装置工事事業者 新規申請手数料			10,500	194	12,998	244	13,242	12,600	12,600	—	12,600
指定給水装置工事事業者 更新申請手数料			6,200	107	7,169	337	7,506	—	7,506	7,500	7,500
水道事業に係る諸証明手数料			※ 300	長崎市手数料条例における諸証明手数料の考え方に準ずる							400
工事 検査 手数料	新設 工事 又は 改造 工事	メーター口径 20 ミリ メートル以下	3,500	98	6,546	350	6,896	4,550	4,550	—	4,550
		メーター口径 25 ミリ メートル以上 50 ミリ メートル以下	5,000	136	9,112	350	9,462	6,500	6,500	—	6,500
		メーター口径 75 ミリ メートル以上	6,500	175	11,692	350	12,042	8,450	8,450	—	8,450
	新設工事又は改造工事 以外の工事		2,400	65	4,322	350	4,672	3,120	3,120	—	3,120
	メーターの個数が 1 個増すごとの加算額		200	5	355	0	355	—	355	350	350

※長崎市手数料条例別表第 1 第 266 号（その他の諸証明手数料）

エ 定期的な見直し 原則 5 年ごとに実施する。

オ 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

(1) 災害その他非常の場合の指定工事店の確保に係る改正について

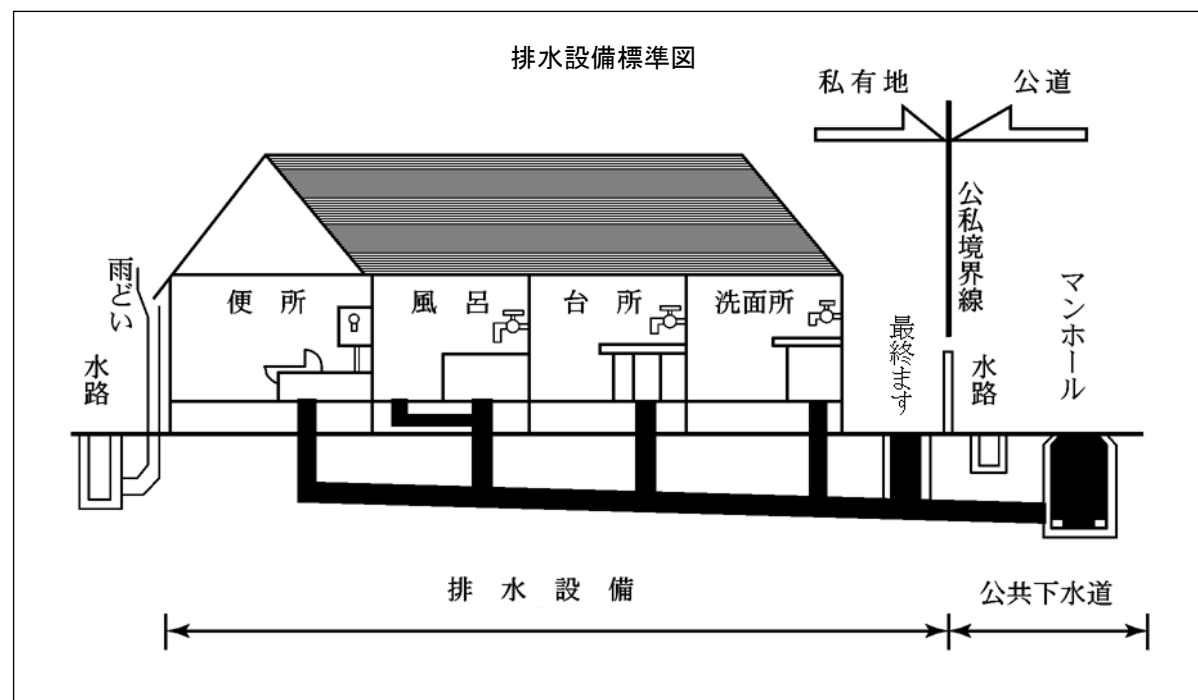
ア 改正の背景（災害時の復旧の遅れ）

令和6年能登半島地震では、宅内の排水設備の復旧が遅れ、長期間にわたり下水道が使用できないなど、不便な生活を余儀なくされた。

これは、平常時に宅内排水設備工事を担う地元事業者だけでは、災害時における大量の復旧需要に対応できなかったこと、事業者自身も被災したこと等により、復旧に必要な人員（マンパワー）の確保が困難になったことが復旧の遅れの要因とされている。

このような災害その他非常の場合において、宅内配管の復旧に対応する事業者を確保するため、国土交通省から各上下水道事業者に対して、他の上下水道事業者が指定した者でも工事を施行することができるよう検討することについて、技術的助言がなされた。

この助言を受けて、本市においても災害時における上下水道サービスの迅速な復旧により、市民生活の早期正常化を図ることができる体制を構築するため条例改正を行うこととする。



イ 指定工事店

(7) 指定の基準

- ・事業所ごとに下水道排水設備責任技術者を配置すること
- ・機械器具（金切りのこ等の管の切断用、レベルやテープ等の測量用、スコップやつるはし等の掘削用、タンパ等の埋め戻し用）を有すること
- ・長崎県内に営業所を有すること
- ・欠格要件（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者など）に該当しないこと 等

(イ) 長崎市における指定状況

260事業者 (令和7年9月1日現在)	市内業者 185事業者
	県内業者 75事業者

※5年おきの更新制

ウ 改正内容

排水設備工事を施行できる者

改正前
・管理者が指定した事業者



改正後
・管理者が指定した事業者 災害その他非常の場合であって管理者が必要と認めるとき ・都道府県、他の市町村等の公共下水道管理者が指定した事業者

エ 施行期日 公布の日

(2) 手数料の見直しに係る改正について

ア 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担率（100\%）}$$

※料金の上り幅が大きいものは、激変緩和措置を設ける（現行料金を基準に1.1～2倍を上限に設定）

（参考）激変緩和措置

現行価格	激変緩和措置
～250円	2倍
251～500円	1.5倍
501～2,000円	1.4倍
2,001～10,000円	1.3倍
10,001～100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

イ 対象となる手数料

手数料名称	内 容
指定工事店新規申請手数料	上下水道事業管理者が排水設備工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定するための手数料 ①受付→②審査→③データ入力→④工事に関する手続きの説明→⑤指定証交付 など
指定工事店更新申請手数料	排水設備指定工事店の指定の更新を行う際、徴収する更新手数料 ①受付→②審査→③データ入力→④指定証送付 など
下水道事業に係る諸証明手数料 ※ 新設（長崎市手数料条例より移行）	下水道使用料の支払状況や下水道使用料の使用期間等の証明をする際に徴収する手数料 ①受付→②審査→③交付

ウ 再算定結果

手数料の内容	現行額	業務量 (分)	人件費	物件費	再算定 結 果	激変緩和 措 置	最終結果	端数処理	改定額
指定工事店新規申請手数料	10,000	194	12,998	247	13,245	13,000	13,000	—	13,000
指定工事店更新申請手数料	5,000	107	7,169	330	7,499	6,500	6,500	—	6,500
下水道事業に係る 諸証明手数料	※ 300	長崎市手数料条例における諸証明手数料の考え方に準ずる							400

※長崎市手数料条例別表第 1 第 266 号（その他の諸証明手数料）

エ 定期的な見直し 原則 5 年ごとに実施する。

オ 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

3 新旧対照表

(1) 第167条議案（長崎市水道事業給水条例）

改正後	改正前																		
（工事の施行） 第9条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が都道府県、他の市町村等の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）又は都道府県、他の市町村等の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2・3 [略]	（工事の施行） 第9条 給水装置工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。 2・3 [略]																		
（手数料） 第32条 管理者は、次に掲げる手数料を申請の際に徴収する。 (1) <u>指定給水装置工事事業者新規</u>申請手数料 1件につき <u>12,600円</u> (2) 指定給水装置工事事業者更新申請手数料 1件につき <u>7,500円</u> <u>(3) 水道事業に係る諸証明手数料</u> 1件につき <u>400円</u> 2 管理者は、次に定める給水装置の工事検査手数料を申込みの際に徴収する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額（1件につき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 新設工事又は改造工事</td><td>メーター口径 20 ミリメートル以下 円 <u>4,550</u></td></tr> <tr> <td>メーター口径 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下 <u>6,500</u></td></tr> <tr> <td>メーター口径 75 ミリメートル以上 <u>8,450</u></td></tr> <tr> <td></td></tr> <tr> <td>(2) 前号に掲げる工事以外の工事</td><td><u>3,120</u></td></tr> </tbody> </table> 備考 1 複数のメーターが設置されている場合の新設工事又は改造工事に係る金額は、当該メーターのうち最も大きい口径の区分による額とする。 2 工事に係るメーターの個数が、1個を超え1個増すごとに <u>350円</u>を加算する。	区分	金額（1件につき）	(1) 新設工事又は改造工事	メーター口径 20 ミリメートル以下 円 <u>4,550</u>	メーター口径 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下 <u>6,500</u>	メーター口径 75 ミリメートル以上 <u>8,450</u>		(2) 前号に掲げる工事以外の工事	<u>3,120</u>	（手数料） 第32条 管理者は、次に掲げる手数料を申請の際に徴収する。 (1) <u>給水装置工事事業者指定</u>申請手数料 1件につき <u>10,500円</u> (2) 指定給水装置工事事業者更新申請手数料 1件につき <u>6,200円</u> [新設] 2 管理者は、次に定める給水装置の工事検査手数料を申込みの際に徴収する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額（1件につき）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1) 新設工事又は改造工事</td><td>メーター口径 20 ミリメートル以下 円 <u>3,500</u></td></tr> <tr> <td>メーター口径 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下 <u>5,000</u></td></tr> <tr> <td>メーター口径 75 ミリメートル以上 <u>6,500</u></td></tr> <tr> <td></td></tr> <tr> <td>(2) 前号に掲げる工事以外の工事</td><td><u>2,400</u></td></tr> </tbody> </table> 備考 1 複数のメーターが設置されている場合の新設工事又は改造工事に係る金額は、当該メーターのうち最も大きい口径の区分による額とする。 2 工事に係るメーターの個数が、1個を超え1個増すごとに <u>200円</u>を加算する。	区分	金額（1件につき）	(1) 新設工事又は改造工事	メーター口径 20 ミリメートル以下 円 <u>3,500</u>	メーター口径 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下 <u>5,000</u>	メーター口径 75 ミリメートル以上 <u>6,500</u>		(2) 前号に掲げる工事以外の工事	<u>2,400</u>
区分	金額（1件につき）																		
(1) 新設工事又は改造工事	メーター口径 20 ミリメートル以下 円 <u>4,550</u>																		
	メーター口径 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下 <u>6,500</u>																		
	メーター口径 75 ミリメートル以上 <u>8,450</u>																		
(2) 前号に掲げる工事以外の工事	<u>3,120</u>																		
区分	金額（1件につき）																		
(1) 新設工事又は改造工事	メーター口径 20 ミリメートル以下 円 <u>3,500</u>																		
	メーター口径 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下 <u>5,000</u>																		
	メーター口径 75 ミリメートル以上 <u>6,500</u>																		
(2) 前号に掲げる工事以外の工事	<u>2,400</u>																		

(2) 第 168 条議案（長崎市下水道条例）

改正後	改正前															
（排水設備等の工事の施行） 第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し管理者が別に定める技能を有する者が専属する業者として管理者が指定したものでなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が都道府県、他の市町村等の公共下水道事業者（法第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項本文の規定による</u> 指定を受けようとする者は、管理者に届け出なければならない。	（排水設備等の工事の施行） 第 7 条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し管理者が別に定める技能を有する者が専属する業者として管理者が指定したものでなければ、行ってはならない。 2 <u>前項の</u> 指定を受けようとする者は、管理者に届け出なければならない。															
（手数料） 第29条 管理者は、第 7 条第 2 項の規定により申請をした者から、次に掲げる手数料を、申請の際に徴収する。 <table><tr><td>(1) 指定工事店新規<u>申請</u>手数料</td><td>1 件につき</td><td><u>13,000</u>円</td></tr><tr><td>(2) 指定工事店更新<u>申請</u>手数料</td><td>1 件につき</td><td><u>6,500</u>円</td></tr><tr><td><u>(3) 下水道事業に係る諸証明手数料</u></td><td><u>1 件につき</u></td><td><u>400</u>円</td></tr></table>	(1) 指定工事店新規 <u>申請</u> 手数料	1 件につき	<u>13,000</u> 円	(2) 指定工事店更新 <u>申請</u> 手数料	1 件につき	<u>6,500</u> 円	<u>(3) 下水道事業に係る諸証明手数料</u>	<u>1 件につき</u>	<u>400</u> 円	（手数料） 第29条 管理者は、第 7 条第 2 項の規定により申請をした者から、次に掲げる手数料を、申請の際に徴収する。 <table><tr><td>(1) 指定工事店新規<u>指定</u>手数料</td><td>1 件につき</td><td><u>1</u>万円</td></tr><tr><td>(2) 指定工事店<u>指定</u>更新手数料</td><td>1 件につき</td><td><u>5,000</u>円</td></tr></table> [新設]	(1) 指定工事店新規 <u>指定</u> 手数料	1 件につき	<u>1</u> 万円	(2) 指定工事店 <u>指定</u> 更新手数料	1 件につき	<u>5,000</u> 円
(1) 指定工事店新規 <u>申請</u> 手数料	1 件につき	<u>13,000</u> 円														
(2) 指定工事店更新 <u>申請</u> 手数料	1 件につき	<u>6,500</u> 円														
<u>(3) 下水道事業に係る諸証明手数料</u>	<u>1 件につき</u>	<u>400</u> 円														
(1) 指定工事店新規 <u>指定</u> 手数料	1 件につき	<u>1</u> 万円														
(2) 指定工事店 <u>指定</u> 更新手数料	1 件につき	<u>5,000</u> 円														

(1) 通知文（技術的助言）

長崎市水道事業給水条例

指定給水装置工事事業者の確保に係る通知

国 水 水 第 2 9 号

令 和 7 年 4 月 2 2 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

国土交通省大臣認可水道事業者 殿

国土交通省水管理・国土保全局

水道事業課長

（公印省略）

災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する配水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化しました。これは、宅内配管工事を担う地元市町の業者の数が宅内配管の被害の規模に比して少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したこと等により、宅内配管の業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされています。

災害その他非常の場合にあって、地元の給水装置工事事業者の確保が困難となると判断されるときは、宅内配管を早期復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることにより、宅内配管の復旧に対応する業者を確保する必要があります。

本件に対応するためには、指定給水装置工事事業者制度を導入している各水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、以下の記載例を参考とし、改正の要否等についてご検討いただくようお願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部局におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者へ周知をお願いするとともに、貴管内の管工事組合と連携できる体制の構築についてご検討いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である旨を申し添えます。

【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

長崎市下水道条例
指定工事店の確保に係る通知

国 水 企 第 6 号
令和 7 年 4 月 22 日

各都道府県下水道担当部局長 宛
各政令指定都市下水道担当部局長 宛
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課長
(公 印 省 略)

「標準下水道条例について」の改正について

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である「標準下水道条例について」（昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号。以下「標準条例」という。）について、別紙のとおり改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、適切に対応するとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

標準条例第 6 条においては、排水設備等の新設等の工事は、同条第 1 項各号で定める工事を除き、市町村長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行うことができないことを規定している。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、これによって、排水設備等の復旧が遅れることとなった。

これを踏まえて、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、同条第 1 項に第 4 号を追加し、災害その他の非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長の指定を受けた指定工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、他の市（町村）長の指定を受けた指定工事店であっても、排水設備等の新設等の工事を行うことができることとする。